

乳幼児を家庭で育てる 保護者を応援します！

琴浦町乳幼児家庭保育支援事業

生後6ヵ月～2歳になるまでの乳幼児を家庭で子育てする父母等に給付金を支給します。

☆給付額 1ヶ月当たり3万円

☆要件

- ・町内に住所があり居住している方で、生後6ヶ月～2歳になるまでの乳幼児を連続して1ヶ月以上保育していること
- ・育児休業給付金を受けていないこと
- ・町税などの滞納がないこと
- ・給付金の対象となる乳幼児に対し保育の必要な認定を受けていないこと
- ・生活保護法による保護を受けていないこと
- ・居住の理由が、里帰り出産等一時的なものでないこと 等

☆申請先 琴浦町役場 子育て応援課 こども未来係

○申請の時に必要なもの

- ト・印章
- ト・申請者名義の口座がわかるもの（通帳やキャッシュカード等）
- ㇿ・両親の保健証（コピー可）

○本給付金は雑所得として課税対象となります。所得税の確定申告または町県民税の申告が必要になる場合があります。



担当：琴浦町 子育て応援課

こども未来係

電話：52-1709